

# 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

贈与者の氏名 \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名 \_\_\_\_\_  
 生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

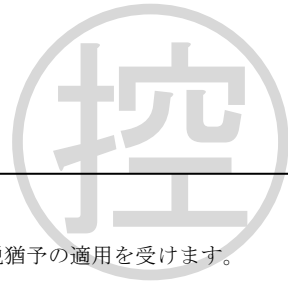
○農地等の明細については、この計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細					
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権 利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評 価 額	倍 数	
			m <sup>2</sup>	円	円
			円	倍	
合 計			m <sup>2</sup>		④

(平成 26 年分以降用)

II 納税猶予税額の計算					
農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑥	円 00
農地等以外の 財産の価額 (申告書第一表 の上欄の④の金額)	①	円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑦	
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	②				
基礎控除額	③	1,100,000	農地等以外の財産に 対する贈与税額 (⑤+⑦)	⑧	00
農地等以外の課税価格 (①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	,000	(100円未満の端数は切り捨てます。 また、この金額が100円未満の ときは、その金額を切り捨てます。)		
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤	00	納 税 猶 予 税 額 (⑥-⑧)	⑨	00

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書



控  
用

贈与者の氏名 \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名 \_\_\_\_\_  
生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権 利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評 価 額	倍 数	
			m <sup>2</sup>	円	円
			円	倍	
合 計			m <sup>2</sup>		①

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑥	円 00
農地等以外の (申告書第一表 — 上欄の①の金額) の①の金額	①	相 続 時 精 算 課 税 の 差 引 税 額 の 合 計 額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑦	
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	②			
基 礎 控 除 額	③	1,100,000	⑧	00
農地等以外の課税価格 (①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	,000		
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤	00	⑨	00
		納 税 猶 予 税 額 (⑥-⑧)		00

(平成 26 年分以降用)